

新型コロナでの経済への大打撃、その回復の見通しが立たないときにウクライナ危機や円安の物価高騰も加わり、地域経済はいっそう疲弊しています。そうした中で、2023年10月から適格請求書等保存方式（インボイス制度）が始まる予定です。

インボイス制度は、事業者間の取引慣行を壊し、免税点制度（消費税分を価格転嫁しにくい年商1000万円以下の事業者は免税事業者とする制度）を実質的に廃止するものです。

政府の試算では、免税点制度の事業者の年間平均売上高は約550万円で、年間の利益は約150万円。その中から15万4000円の消費税を払うことになります。

インボイスに登録すれば課税事業者となり、営業収入が少ない場合も消費税の納入義務が発生します。インボイスに登録しなければ、取引先が消費税の仕入れ税額控除を受けられなくなるため商取引から除外されます。中小零細企業、個人事業主にとってインボイス制度は登録してもしなくても事業継続を困難にする制度と言えます。

インボイス登録を迫られるフリーランス、小規模事業者数は約1500万人、一人親方、小規模農家、ミュージシャン、アニメーター、俳優、声優、果てはシルバー人材センターの仕事をする高齢者にまで広範囲の事業者に負担が強いられ、制度の導入を契機とした廃業の増加や成長意欲の低下を招くことが予測されています。

長引くコロナ禍において、市は独自の施策として地元応援クーポン券事業等を数回に渡って実施し、10億円以上の支援で市内事業者の営業を支え市民生活を守ってきました。インボイス制度の導入はこれまでの近江八幡市の努力を無にするものです。小さな地元事業者の廃業につながり、地域経済の衰退に拍車をかけるとともに市民が住み慣れた地域で暮らしつつづけることを困難にします。

多くの事業者はコロナ禍や物価高騰の中、事業継続に懸命に取り組んでおられます。インボイス制度への登録、経理変更準備に取り掛かれる状況ではありません。商工団体である日本商工会議所も凍結すべきと、中小企業団体中央会も見直しを求めています。税理士会も反対を表明しています。

よって国に対し、中小企業、個人事業主の事業継続と再生、ひいては日本経済の振興のために、インボイス制度導入の延期・見直しを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 5 年 月 日

近江八幡市議会議長 岡田 彦士

衆議院議長	細田 博之	殿	} 宛
参議院議長	尾辻 秀久	殿	
内閣総理大臣	岸田 文雄	殿	
総務大臣	松本 剛明	殿	
財務大臣	鈴木 俊一	殿	